

令和3年4月20日

保護者の皆様へ

弥富市教育委員会

「まん延防止等重点措置」の適用を踏まえた新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について

惜春の候、保護者の皆様におかれましては、本市の教育活動にご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、愛知県は4月20日（火）から5月11日（火）までの期間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされ、知事からまん延防止・第4波の抑制に向けて要請がありました。弥富市でも新規感染者が増加の傾向にあり、感染を予防するために一層の注意が必要な状況です。子どもたちの教育を受ける権利を保障するためにも、学校内にウイルスを持ち込まないようにし、学校生活における感染及びその拡大のリスクを可能な限り減らしていくことが大切です。

つきましては、下記の対応についてご確認いただき、感染拡大防止の取組にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 毎朝、児童生徒の健康状態の確認を行います。

登校前に、検温、「健康観察カード」への必要事項の記入、押印またはサインをお願いします。同居の家族の皆様の健康観察もお願いします。

※次のような場合は登校を控えてください。（「出席停止」となります。）

- 本人に発熱等、風邪症状が見られる場合
- 同居の家族に発熱等、風邪症状が見られる場合
- 同居の家族が新型コロナウイルスに感染した場合
- 同居の家族が濃厚接触者に特定されPCR検査を受ける場合
(判断に迷う場合は、学校へご相談ください。)

2 マスクの着用、手洗い、咳エチケットの指導を行います。

原則、マスクを着用して生活します。必ず、マスクを持たせてください。また、手洗いの回数が多くなりますので、厚手のハンカチか手ふき用のタオルを持たせてください。

3 3つの条件「換気の悪い密閉空間」「人の密集」「近距離での会話や発声」が同時に重ならないよう教育活動を実施します。

教室の換気を常時行い、机の配置もできるだけ距離をとれるようにします。

4 児童生徒の心のケアに努めます。

新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に努め、いじめやからかいがないように指導をします。

5 ご家庭でお願いしたい対応

- (1) 手洗いや手指消毒、咳エチケット等を家庭でも徹底させてください。
- (2) 免疫力を高めるために、十分な睡眠、栄養がとれるようご配慮ください。
- (3) 登校後、体調不良や発熱等の症状が見られた場合は、保護者のお迎えをお願いします。
- (4) 休日や下校後における不要不急の外出を控えるとともに、外出の際はマスクを着用するなど感染防止に心がけるようお声がけください。